

## 報告第1号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成26年9月8日提出

亀岡市長 栗山正隆

専決第8号

専 決 処 分 書

損害賠償額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年8月25日

亀岡市長 栗山正隆

## 損害賠償額の決定について

市は、施設管理の瑕疵による事故の損害賠償の額を下記のとおり決定する。

平成26年8月25日専決

亀岡市長 栗山正隆

### 記

- 1 損害賠償の額 156,357円
- 2 損害賠償の相手方 京都市在住 32歳男性
- 3 事故の概要

平成26年7月19日午後1時頃、相手方所有の自動車が亀岡市営月読橋第2球技場地内の駐車場に停車中、ネットフェンスの支柱が突風により倒れ、車両ボンネット及び側面が損傷した。

## 損害賠償額の決定について

- 1 損害賠償の額 156,357円
- 2 損害賠償の相手方 京都市在住 32歳男性
- 3 事故の概要

平成26年7月19日午後1時頃、相手方所有の自動車が亀岡市営月読橋第2球技場地内の駐車場に停車中、ネットフェンスの支柱が突風により倒れ、車両ボンネット及び側面が損傷した。